### だい かいよこはま ししょうがいしゃ さべつかいしょうけんとう ぶかい 第4回横浜市障害者差別解消検討部会

にちじ へいせい ねん がつ にち か ごぜん じ じ 日時: 平成27年3月24日 (火) 午前10時~12時

かいじょう しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ 会場:市庁舎5階 関係機関執務室

し だい **次** 第

1 開会

(配付資料の確認、説明)

- <sub>ぎだい</sub> **2 議題** 
  - (1)事例募集の結果について
  - (2) 寄せられた事例の分類について 【委員に話し合っていただくこと】
    - ① 資料3の「検討用分類」について、分かりづらい点や、 **値**した方がよいと 思う点はありますか?
    - ② 資料4の事例は、それぞれどの分類に入りますか? また、そこに分類した 理由は何ですか?
    - ③ 事例の分類作業は、本日の検討部会の意見に基づいて事務局が行い、それを検討部会であらためて確認するという進め方でよいですか?
  - (3) 課題の整理 (今後の検討事項) について
- た れんらくじこうとう **3 その他(連絡事項等**)

#### じれいぼしゅう じっしけっか がつ にちげんざい 事例募集の実施結果について(2月28日現在)

#### 1 **応募件数**

計 206 件 うちわけ (内訳)

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
郵送	98	けん <b>件</b>
ふぁっくす FAX	19	けん <b>件</b>
Eメール	48	けん <b>件</b>
<sup>じさん</sup> 持参	3	<sub>けん</sub> 件
ひ あ り ん ぐ じっしかいすう かい ヒアリング(実施回数 1 回)	38	けん <b>件</b>
#th	206	けん <b>件</b>

(内 分かりやすい版 33件) かりやすい版 3件)

#### でれいけんすう **2 事例件数**

計 735 件

① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

637 件

② 障害のある方への配慮の良い事例

98 件

さんこう しょうがいべつうちわけ参考:障害別内訳

しょうがいしゅべっ 障害種別	<sup>じれいすう</sup> 事例数(%)	しょうがいしゅべっ 障害種別	<sup>じれいすう</sup> 事例数(%)
ちてきしょうがい 知的障害	12%	まんせい げんご音声・言語・そしゃく機能障害	0. 1%
精神障害	49%	ないぶきのうしょうがい 内部機能障害	0. 1%
発達障害	3%	<sup>なんびょう</sup> <b>難 病</b>	0. 1%
しかくしょうがい 視覚障害	6%	こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害	0. 1%
恵 覚・平衡機能障害	9%	その他	15%
したいふじゅう 肢 <b>体不自由</b>	6%		

## ませられた事例の分類について

#### では、かいけんとうぶかいだ。 まも いけん 〇第3回検討部会で出された主な意見

- \* 行政機関(市役所、区役所など)によるもの、事業者(お店、会社、 でようしゃ がようしゃ がようしゃ かん じ ぎょうしゃいがい きんじょ ひと かぞく ゆうじん 病院など)によるもの、行政機関・事業者以外(近所の人、家族、友人 など)によるもので分類するのがよいだろう。
- ・ 意図的な差別、意図しない(無意識に行ってしまう)差別の分類を入れてもよいのではないか。
- ・ 配慮が足りないことによる差別の分類を入れた方がよいだろう。
- <sup>ぶんるい し かた むずか わ</sup>
  ・ 分類の仕方が 難 しいと分かりづらくなってしまう。

だい かい ぎろん けんとうようぶんるい ひょう しゅうせい しりょう さんしょう ⇒第3回の議論をもとに、検討用分類の表を修正(資料3 参照)

# 【委員に話し合っていただくこと①】

でんとうょうぶんるい 資料3の「検討用分類」について、分かりづらい点や、直し た方がよいと思う点はありますか?

## 【委員に話し合っていただくこと②】

**資料4の事例は、それぞれどの分類に入りますか?**また、そこに分類した理由は何ですか?

# 【委員に話し合っていただくこと③】

事例の分類作業は、本日の検討部会の意見に基づいて事務局 が行い、それを検討部会であらためて確認するという進め方でよいですか?

### けんとうようぶんるい あん 検討用分類(案)

事例募集① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

			ぎょうせいき かん <b>行政機関によるもの</b> しゃくしょ くゃくしょ (市役所、区役所など)	じぎょうしゃ 事業者によるもの みせ かいしゃ びょういん (お店、会社、病院など)	行 政 機関・事業者以外 によるもの ( きんじょ ひと かぞく ゆうじん 近所の人、家族、友人など)
しょうがいしゃさ べっ 「 <b>障害者差別」</b> かんが と考えられる	<sup>さべってきとりあつか</sup> 差別的取扱い	意識して行ったもの			
事 <b>例①</b>	をしたもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの			
(絶対にしてほしく ないこと、止めて	Têせつ はいりょ <b>適切な配慮を</b>	また まこな 意識して 行 ったもの			
ほしいこと)	しなかったもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの			
しょうがいしゃさべっ 「障害者差別」	<sup>さべってきとりあつか</sup> 差別的取扱い	************************************			
と。 き ま の ②	をしたもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの			
(できればしてほ	てきせつ はいりょ <b>適切な配慮を</b>	************************************			
しくないこと、止 めてほしいこと)	しなかったもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの			
しょうがいしゃさべっ 「障害者差別」(i	・ がいとう こ該当しないと考え	えられる事 <b>例</b>			

#### がんるい おう たいおう かだい 分類に応じた対応(課題)

まれいぼしゅう しょうがいしゃさべつ う はも じれい てきせつ はいりょ こま じれい 
事例募集① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

					<b>さとつせいさ か んこし、きょうしゃい か い</b>
			   <sub>ぎょうせいき かん</sub>   <b>行政機関によるもの</b>	しょぎょうしゃ 事業者によるもの	行政機関・事業者以外によるもの
			しゃくしょ 〈 やくしょ (市役所、区役所など)	(お店、会社、病院など)	( きんじょ ひと かぞく ゆうじん <b>近所の人、家族、友人など</b> )
しょうがいしゃさべっ 「 <b>障害者差別」</b> かんが と考えられる	<sup>きべってきとりあつか</sup> 差別的取扱い	************************************	がだい (課題) さべってき とりあつか ①差別的取扱いをし	(課題) (課題) <sup>さべってきとりあつか</sup> ①差別的取扱いをし	(課題) (課題) さべってき とりあつか ①差別的 取扱いをし
事例①	をしたもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの	ないために、②適切なはいりょうだった。	ないために、②適切な はいりょ おこな 配慮を行うよう努力し	ないように働きかける できせつ はいりょ ために、②適切な配慮
(絶対にしてほしく ないこと、止めて	できせつ はいりょ <b>適切な配慮を</b>	意識して行ったもの	配慮を行うために、ど とりくみ ひっょう のような 取組 が 必要	配慮を打りより労力してもらうために、どの とりくみ ひつよう	ために、②週切な配慮を行うよう働きかける
ほしいこと)	しなかったもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの	か。	ような取組が必要か。	ために、どのような取 くみ 組が必要か。
しょうがいしゃさべっ 「 <b>障害者差別」</b> かんが と考えられる	<sup>さべってきとりあつか</sup> 差別的取扱い	意識して行ったもの			
ま例② <b>事例②</b>	をしたもの	まいしき おこな 無意識に行ったもの			
(できればしてほ しくないこと、止	<sub>てきせつ はいりょ</sub> <b>適切な配慮を</b>	意識して行ったもの			
めてほしいこと)	しなかったもの	************************************			

「障害者差別」に該当しないと考 えられる事例

ゕゖぃ (課題)

では、たいおう 何か対応すべきことはあるか。

## 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など(一部抜粋)



			1	·
くぶん 区分	No.	ct 困ったこと	しょうがいしゅべっ <b>障害種別</b>	こうしてほしかったこと
1.障害の	5	ウェブサイトに「観劇サポート」のページは有り	4.視覚障害	手話通訳、台本貸し出し、字幕表示、磁気ループ、音声が
ある方				イドなどの準備を行う用意があることを当初より明記。問
		害への対応について書かれておりませんでし	きゅう しょうがい	い合わせがあれば対応するのではなく、当初から明記す
		た。		ることによって参加しやすくすることが大切と考えます。
1.障害の	14	はまうがいしゃ どうし りょこう だいり てん ことや 障害者同士のツアーを旅行代理店から断られ	5.聴覚•平	がたったい。 てん せきにん も しゅわ かと かと かと
ある方		る。	こう きのう しょうがい	る。
1.障害の	16	市役所や区役所の火災報知機や庁内放送に		視覚による情報提供をする。
ある方		ついて視覚による情報提供がない。(横浜市)	こう きのう しょうがい	
<sup>しょうがい</sup> 1.障害の	23	はました。 しょうぼうだん かにゅう はも 横浜市内の消防団に加入したいと思ったとこ	2.精神障害	びょうき かいふく った びょうれき りゅう にゅうだん ことわ 病気が回復したと伝えても病歴を理由に入団を断られた。
ある方		ろ、病気を理由に断られた。病気が回復したと		
		った びょうれき りゅう にゅうだん ことや 伝えても病歴を理由に入団を断られた。		
<sup>しょうがい</sup> 1.障害の	29	市内の中学校の個別支援級に通っていた時、	3.発達障害	はなっしまん きゅう せいと さんか きかい ふ 個別支援級の生徒が参加できる機会を増やしてほしい。
ある方		運動会や文化祭では一般級が参加する大縄		
		と 跳びや合唱コンクールに参加できなかった。		
<sup>しょうがい</sup> 2.障害の	33	ピロッカル にゅうかい しょうがい ととうがい ととか	<sup>ちてき</sup> しょうがい 1.知的障害	
ある方の		られた。		
»ぞ〈 <b>家族</b>				

しょうがい	40	しごと ないよう おし じぶん カま	ちてき しょうがい	
1.障害の	49	仕事内容をあまり教えてくれない。自分だけ名	1.知的障害	
ある芳		前を呼び捨てにされる。		
<sup>しょうがい</sup> 1.障害の	68	クレジットカード会社からの連絡(若しくはクレ	5.聴覚•平	聴覚障害者が連絡を取れる方法を確保しないのは差別
ある方		ジットカード会社への連絡)において、本人によ	こう きのう しょうがい	に当たります。聴覚障害者が連絡できる手段を確保する
		る電話しか認めず、本人が聴覚障害者であっ		<b>必要があります。</b>
		ても代理人による電話を認めない。及び、電話		
		以外の方法を認めない。		
しょうがい 1. <b>障害の</b>	82	10年以上前になりますが、障害者の福祉施設	<sup>ちてき</sup> しょうがい 1.知的障害	
ある方		が私の在住している住宅地に建設される時、何		
		の説明もなく突然着工し住民の反対を押しのけ		
		て無理に建設されたため、現在でもなお近隣住		
		民の障害者、特に知的障害者に対する偏見は		
		を赦のない物であり、自分が知的障害であるこ		
		とを隠さなければならない状態である。今後も		
		隠し通さなければならないのかと思うと辛いで		
		す。そのため時間がかかったとしても市外の施		
		っ 設に通所しているのはそういう理由です。		
		まだまだ行政の方と住民との理解が追い付い		
		ていないと思います。		
L	1		l .	

. ~		1, -,, +, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,		
川牌吉の	92	横浜市からの情報提供を行うテレビ番組に字	5.聴覚・平	全ての番組に字幕もしくは手話通訳をつけてほしい。
ある芳		幕もしくは手話通訳がついているものとついて	できょう しょうがい 後機能障害	
		いないものがあった。		
6.不明	96	脱水を起こして救急病院へ行ったときに一応点	2.精神障害	精神病があっても、身体の疾患の場合には、普通の人と
		満はしてくれたが、精神病の人は精神病院へ		同じように対応してもらえるようにしてほしい。
		行ってくださいと言われた。		
6.不明	197	市バス・地下鉄の割引(介護者)身体・知的に	2.精神障害	精神の介護者にも市バス220円を110円にすべきである。
		は介護者は通常の半額になるが精神にはな		
		い。精神の人は一人で乗車するのが困難な人		
		がかなりいる。		
6.不明	208	身体障がい者の人は、就労の時に割と容易に	2.精神障害	
		受け入れられるのに、精神障がい当事者はそ		
		うでないところに差別を感じる。		
6.不明	282	美容院	2.精神障害	
		たくさんの中にいることが苦手なので、事前に		
		電話して精神科に通っているので配慮してほし		
		いと伝えたら、はさみを扱っているので精神科		
		に通っている方はお断りしますと言われた。		
1.  早告の	422	家族や介助者と一緒にいると、自分の事でも家	4.視覚障害	ほんにん ふつう き 本人に普通に聞いてほしい。
ある方		た。 族らに聞く。本人に聞いてくれない。	5.聴覚•平	
			こう きのう しょうがい	

1.障害の ある方	427	知人の住まいを不動産屋で探したことがあったが、障害があると断られる。	2.精神障害 4.視覚障害 6.肢体不自	
1.7/81.	404		由	
1.障害の	431		4.視覚障害	こ。
ある		文字の物があった。弱視の人にとって大変わ		
		かりにくい。		
1.障害の	433	自動券売機、セルフレジの普及が進んでいる	4.視覚障害	
ある方		が、視覚障害者にとっては困る。		
3.障害の	440	ただした 市役所や区役所の方の説明や説明書類が、知	<sup>ちてき</sup> しょうがい 1.知的障害	
ある方の		   的障害の方や自閉症の方には分かりづらいこ		
支援者		とが多い。そや文字などを使って分かりやすく		
		説明するなど一工夫お願いしたい。		
<sup>しょうがい</sup> 1.障害の	457	プラビラスみあい たいかい	5.聴覚•平	当時は障害者基本法がなかったので、派遣元の職員より
ある方		いう理由で手話通訳をつけてくれなかった。さら	こう きのう しょうがい <b>衡機能障害</b>	プラビラズみあい ごせつめい 労働組合に御説明いただき、ようやく手話通訳がつくこと
		に手話通訳者派遣事業実施要綱示して、「守		になりました。労働組合には、聴覚障害者への情報保障
		w 義務」があることを説明しましたが、「そうは		をもっと学習してほしいと思い、機会のあるごとにこの事
		いっても現実は違う。」と言われ、なかなか理解		例を話しています。
		が得られませんでした。		

<sup>しょうがい</sup> 2. <b>障害の</b>	460	しょうがい かぞく ようちえん もう こ てちょ	したい ふじゆう	しょうがいしゃ かよ その がっこう まどぐち じゅうじっ 障害者が通える園や学校の窓口を充実してほしい。
			6.胶体个目	
ある方の		帳を持っているならほかに行ってほしいと園長	由	
** <sup>ぞく</sup> 家族		に言われた。		
1.障害の	470	まんこう だいどく だいひつ きんゆうちょう みと 銀行では代読、代筆が金融庁でも認められて	4.視覚障害	上記の件について銀行に周知徹底してもらいたい。
ある方		いる(平成23年~)が、周知徹底されていない。		
1.障害の	475	オペラを見に行ったとき具合が悪くなりそうだっ	2.精神障害	
ある方		たので頓服を飲むと、ついいびきをかいて寝て		
		しまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んでいる		
		人はこういうところに来る資格はないの」と言わ		
		れた。		
1.障害の	491	にようがいしゃ でもう ふんしつ さいはっこう でつづ 障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区	5.聴覚•平	区役所からなぜFAXで連絡をもらえないのか?
ある方		できょう 役所から「手帳ができた」と電話で連絡があっ	こう きのう しょうがい	
		た。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてく		
		るのは配慮に欠ける。この時、たまたま、夫が		
		在宅していたので、電話を受けたので取りに行		
		くことができた。		
<sup>しょうがい</sup> 1.障害の	540	電動車いすで、電車に乗り、降りる際、駅員さ	6.肢体不自	駅員さんにお願いしなくても、自由に乗降できるよう工夫し
ある方		んがお迎えに来てくれなかったので、横浜まで	由	てほしい。
		行ってしまった。		

Lょうがい 1.障害の			はいれている。 はいれ かず たい しょうがいしゃよう といれ かず すく 健常者用のトイレの数に対し、障害者用のトイレの数が少
ある方	分以上入っていることが多く、外出の時困って ************************************		ないので、増やしてほしい。健常者用トイレが使用できる
	いる。休日は特にひどくずっと我慢している。		人は、障害者用のトイレが使用できないように徹底してほ
			しい。しかし、短い時間なら大丈夫です。
1.障害の	市役所に電話をしても、話を理解してくれず、担	3.発達障害	決めつけるし、人の話を最後まで聞かない。他の職員が
ある方	当の係に電話を回してくれない。		身内をかばう。

### こんご けんとうじこう かくにん 今後の検討事項(確認)

- 1 寄せられた事例の分類ごとに、横浜市が行うべき取組について検討します。
- 2 障害者差別解消法において、地方公共団体が行う義務又は努力 \* まなとう 表務等とされている次のことについて、横浜市が行うべき取組について検討します。
  - ごうりてきはいりょ かん かんきょう せいび どりょくぎ む合理的配慮に関する環境の整備【努力義務】
  - しょくいんたいおうようりょう
     さくてい
     どりょくぎ む

     ・ 職員対応要領の策定【努力義務】
  - そうだんおよ ふんそう ぼうしとう たいせいせいび くに し じっしじこう 相談及び紛争の防止等のための体制整備【国・市の実施事項】
  - けいはつかつどう くに し じっしじこう ・ **啓発活動【国・市の実施事項】**
  - しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい きてい で 害 者差別解消支援地域協議会【できる規定】
- 3 1と2の検討結果を「横浜市への提言」としてまとめます(市独自の とりくみ ふく がっ まてい 取組を含む。9月までを予定)。